

(第1面)

産業廃棄物処理計画書

2025年 6 月 20 日

愛知県知事 大村 秀章 殿

提出者 セキスイハイム中部株式会社

住所 名古屋市東区東桜一丁目13番3号

NHK名古屋放送センタービル8階

氏名 代表取締役 八木 健次

(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)

電話番号 052-955-8160

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条第9項の規定に基づき、産業廃棄物の減量その他
その処理に関する計画を作成したので、提出します。

事業場の名称	セキスイハイム中部株式会社 名古屋支店
事業場の所在地	名古屋市東区東桜一丁目13番地3号 NHK名古屋放送センタービル13階
計画期間	2025年4月1日 ～ 2026年3月31日

当該事業場において現に行っている事業に関する事項

①事業の種類	06 総合工事業
②事業の規模	10,095 (百万円)
③従業員数	390 名
④産業廃棄物の 一連の処理の工程	プレハブ住宅の建築一式工事廃棄物処理フロー(新築)、同 (解体) 添付参照)

(日本工業規格 A列4番)

産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項

(管理体制図)

本社技術統括部(産業廃棄物管理責任者)

支店施工課(産業廃棄物処理責任者)

↓

工事現場管理担当者(産業廃棄物管理担当者)

↓

処理委託業者(下請け会社)

産業廃棄物の排出の抑制に関する事項

①現状	【 前年度		2024年度 実績 】	
	産業廃棄物の種類	8種類(廃プラスチック類,金属くず,ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず,石膏ボード,がれき類,紙くず,木くず,繊維くず)		
	排出量	3,841 t		
	(これまでに実施した取組)			
	新築工事産業廃棄物では、住戸タイプ・資材・作業者等の特性に配慮してムダ・ムラを排除する取り組みを行う。解体工事産業廃棄物では、事業場で選別を適切に行う。 種類毎の量は、産業廃棄物処理状況調査票を参照			
②計画	【 目標】			
	産業廃棄物の種類	8種類(廃プラスチック類,金属くず,ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず,石膏ボード,がれき類,紙くず,木くず,繊維くず)		
	排出量	3,000 t		
	取組の継続			

産業廃棄物の分別に関する事項

①現状	(分別している産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) 8種類に分別する
②計画	(今後分別する予定の産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) 8種類に分別する

自ら行う産業廃棄物の再生利用に関する事項

①現状	2024年度		
	産業廃棄物の種類	—	—
	自ら再生利用を行った産業廃棄物の量	—t	—t
	(これまでに実施した取組)		
	【目標】		
	産業廃棄物の種類	—	—
	自ら再生利用を行う産業廃棄物の量	—t	—t
	(今後実施する予定の取組)		

自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項

①現状	2024年度		
	産業廃棄物の種類	—	—
	自ら熱回収を行った産業廃棄物の量	—t	—t
	自ら中間処理により減量した産業廃棄物の量	—t	—t
	(これまでに実施した取組)		
	【目標】		
	産業廃棄物の種類	—	—
	自ら熱回収を行う産業廃棄物の量	—t	—t
②計画	自ら中間処理により減量する産業廃棄物の量	—t	—t
	(今後実施する予定の取組)		

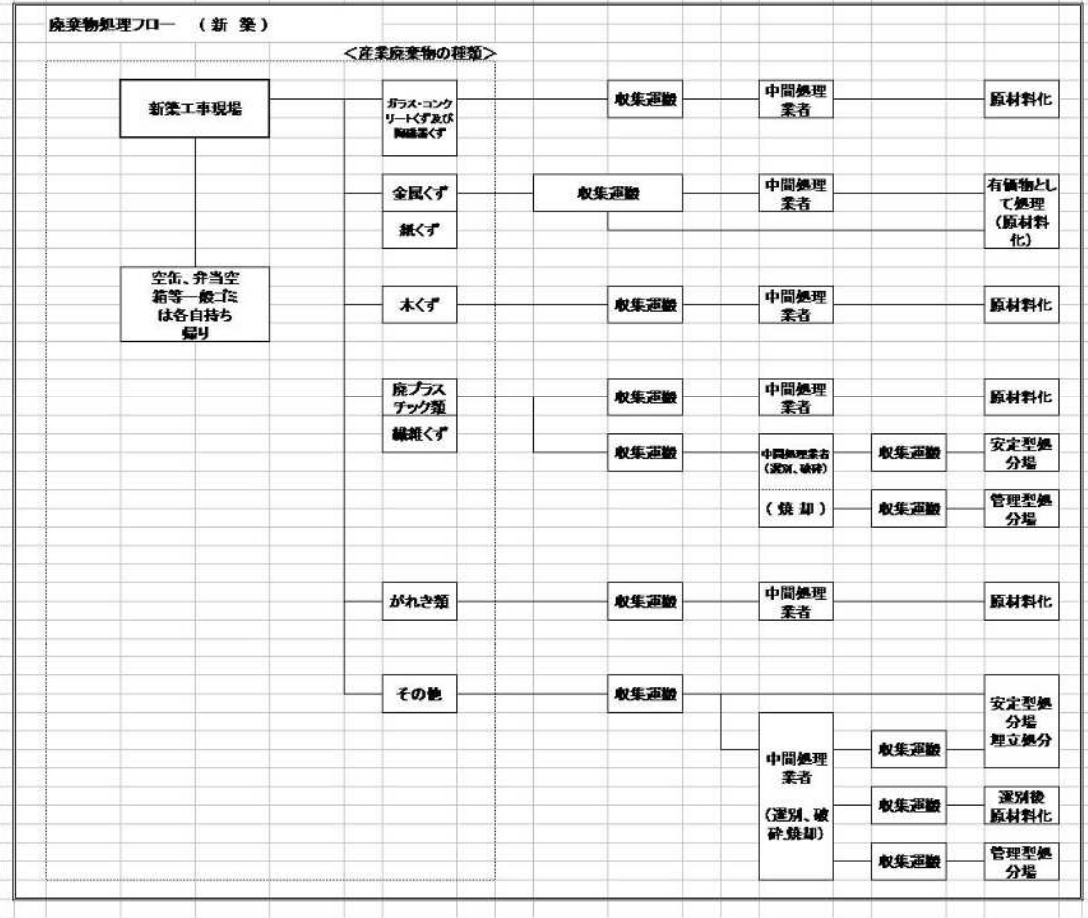
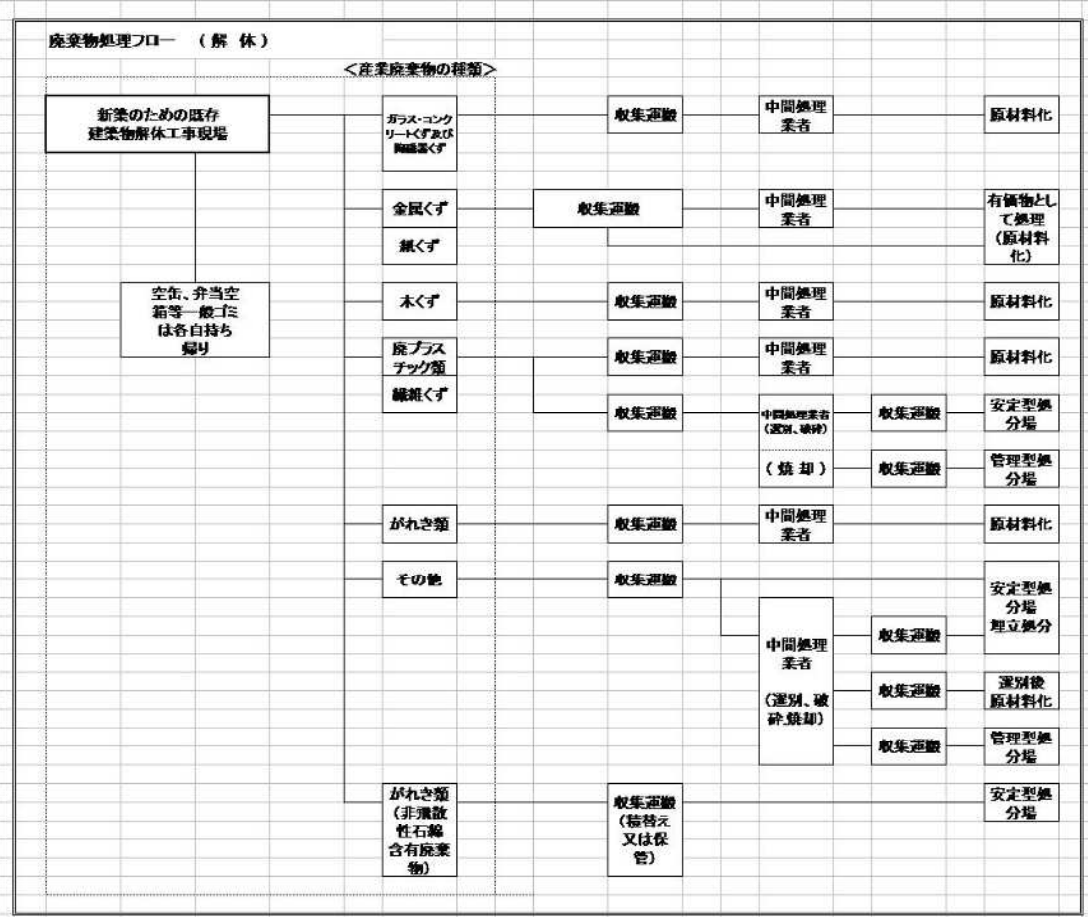
自ら行う産業廃棄物の埋立処分又は海洋投入処分に関する事項

①現状	2024年度		
	産業廃棄物の種類	—t	—t
	自ら埋立処分又は海洋投入処分を行う産業廃棄物の量	—t	—t
	(これまでに実施した取組) 解体工事の事前調査において、経験実績高い者による廃棄物種類の的確な評価を実施する		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	—t	—t
	自ら埋立処分又は海洋投入処分を行う産業廃棄物の量	—t	—t
	(今後実施する予定の取組) 現状の取り組みを継続して改善を図る		

産業廃棄物の処理の委託に関する事項

①現状	2024年度		
	産業廃棄物の種類	8種類	
	全処理委託量	3,841 t	
	優良認定処理業者への処理委託量	t	
	再生利用業者への処理委託量	3,841 t	
	認定熱回収業者への処理委託量	t	
	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	t	
	(これまでに実施した取組) 工場製造部位を増して現場施工部位を低減する、梱包材を減らすなど工程 を見直し発生する廃棄物を削減する		

	②計画	【目標】		
		産業廃棄物の種類	8種類	
		全処理委託量	3,000 t	
		優良認定処理業者への処理委託量	t	
		再生利用業者への処理委託量	3,000 t	
		認定熱回収業者への処理委託量	t	t
		認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	t	t
		(今後実施する予定の取組)		
		・ 前年度同様廃棄物削減取組みを継続する		
		・ 梱包材の削減		
※事務処理欄				



備考

- 1 前年度の産業廃棄物の発生量が1,000トン以上の事業場ごとに1枚作成すること。
- 2 当該年度の6月30日までに提出すること。
- 3 「当該事業場において現に行っている事業に関する事項」の欄は、以下に従って記入すること。
 - (1)①欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。
 - (2)②欄には、製造業の場合における製造品出荷額(前年度実績)、建設業の場合における元請完成工事高(前年度実績)、医療機関の場合における病床数(前年度末時点)等の業種に応じ事業規模が分かるような前年度の実績を記入すること。
 - (3)④欄には、当該事業場において生ずる産業廃棄物についての発生から最終処分が終了するまでの一連の処理の工程(当該処理を委託する場合は、委託の内容を含む。)を記入すること。
- 4 「自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、自ら中間処理を行うに際して熱回収を行った場合における熱回収を行った産業廃棄物の量と、自ら中間処理を行うことによって減量した量について、前年度の実績、目標及び取組を記入すること。
- 5 「産業廃棄物の処理の委託に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、全処理委託量を記入するほか、その内数として、優良認定処理業者(廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第6条の11第2号に該当する者)への処理委託量、処理業者への再生利用委託量、認定熱回収施設設置者(廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の3の3第1項の認定を受けた者)である処理業者への焼却処理委託量及び認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量について、前年度実績、目標及び取組を記入すること。
- 6 それぞれの欄に記入すべき事項の全てを記入することができないときは、当該欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、産業廃棄物の種類が3以上あるときは、前年度実績及び目標の欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、それぞれの欄に記入すべき事項がないときは、「―」を記入すること。
- 7 ※欄は記入しないこと。